

被災者生活再建支援金制度の申請期限が延長になりました

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金制度の申請期限が、令和5年4月10日から令和6年4月10日に延長になりました。

ただし、東日本大震災に係る申請については1世帯につき1度限りとなります。

～制度のご案内～

1. 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、地震や津波などの自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し生活の再建を支援するものです。

※住んでいる方に対する支援制度のため、非住家や事業所は対象となりません。

※貸家やアパートなどの賃貸住宅に居住していた場合も対象になりますので、被害状況については、管理会社等へお問い合わせ下さい。

2. 富岡町において支給対象となる被災世帯

平成23年3月11日現在、富岡町に居住の世帯で、地震や津波により

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が大規模半壊した世帯
- ・住宅が半壊し、やむを得ず家屋を解体した世帯（以下、「半壊解体」と言います）

※「やむを得ず」とは、建物の倒壊の恐れ、家屋の修繕に高額のコストがかかる等です。

※既に「大規模半壊」で申請された方も「やむを得ず」家屋の解体をした場合には、半壊解体と同じ扱いになりますので、差額分を申請することができます。

(例)	1回目		2回目		計
	大規模半壊	解体	半壊解体		総支給額
複数世帯	50万円	完了	100万円－50万円		100万円
単数世帯	37.5万円	⇒	75万円－37.5万円	=	75万円

※「半壊解体」の申請ができるのは、家屋解体が済んだ後になります。

※「解体」は、公的機関・民間事業者のいずれが行った場合でも対象となります。

3. 支援金の支給額

支給額は、

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と、
- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の合計額となります。

支給内容

- (1) 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度	全壊	大規模半壊	半壊解体	備考	
支給額	複数世帯	100万円	50万円	100万円	2名以上で居住されていた世帯
	単数世帯	75万円	37.5万円	75万円	1人世帯

- (2) 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営・仮設・借上げを除く）	
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

※賃貸住宅（公営住宅などを除く）に入居された世帯が「賃貸」として加算支援金「50万円」を受給した後、申請期間内に住宅を「建設・購入」または「補修」を行う場合は、再度申請を行って既に支給した額との差額を受け取ることができます。

※「補修」として加算支援金を受け取った場合は、その後に住宅を「建設・購入」したとしても、既に受給した額との差額は支給できません（再申請はできません）。

※申請時点において、「公営住宅」に入居している世帯員がいる場合、加算支援金の申請はできません。また、「借上げ住宅」は加算支援金の申請対象外となります。

※基礎支援金のみ申請は可能ですが、基礎支援金を申請する前に加算支援金のみを申請することはできません。

4. 支援金の申請手続き

<申請窓口> 富岡町役場 生活環境課 消防交通係

<申請期限> (1) 基礎支援金 令和6年4月10日まで

(2) 加算支援金 令和6年4月10日まで

<申請に必要な書類>

- (1) 基礎支援金
- ① 被災者生活再建支援金支給申請書
 - ② リ災証明書（※）の写し
 - ③ 住民票（※）
 - ④ 振込先口座の写し（口座番号・名義人フリガナ記載部分）

※②リ災証明書は、町役場税務課固定資産係に交付申請をすることにより発行されます。

詳細につきましては税務課へお問い合わせください。

※③住民票は、H23.3.11現在の世帯全員分とし、申請者も同時点の世帯主となります。

- ・震災後に死亡・転出された方がいる場合には、除票（富岡町役場で発行するもの）
 - ・世帯に外国籍の方がいた場合、住民票とは別に「旧・外国人登録証」等の資料が必要になります。
 - ・震災後に改姓された方は、姓を変更したことが確認できる証明書
- また、住民登録されていない場合は、居住が確認できる資料が必要となります。

・申請書に震災当時世帯主のマイナンバーを記載することで、住民票の添付が不要となります。

- (2) 加算支援金
- ① 住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書の写し
(建物所在地・工事又は購入の金額・工期・契約日・注文者受注者の署名押印箇所)

※申請者と工事等の契約者が異なる場合には、戸籍謄本等が必要となる場合があります。

※基礎支援金と加算支援金を同時に申請できない場合は、加算支援金の申請時に被災者生活再建支援金申請書を再度提出してください。

5. その他

※単身世帯の方が支給を受ける前（申請後も含む）に亡くなられた場合は、支給されません。

（支援金は相続対象外です）

※基礎支援金の申請期間が令和6年4月10日まで延長になりましたが、リ災証明書による損壊程度が「半壊」である場合、この期限までに家屋解体が完了しないと申請ができません。

被災者生活再建支援金制度に関する問い合わせ先：生活環境課消防交通係 ☎0240-22-2111

家屋解体に関する問い合わせ先：環境省 被災家屋等解体受付センター ☎0120-700-373